

(処遇改善手当)

第11条の5 介護職員等の処遇改善加算として、職員に処遇改善手当(以下「改善手当」という。)を支給する。

2 改善手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 法人内の経験年数が10年以上の介護員又は生活支援員(主たる業務が介護員又は生活支援員と理事長が認めた者を含む。次号において同じ。)であって、介護サービス事業所においては介護福祉士の資格を有する者、障害福祉サービス事業所においては介護福祉士、社会福祉士、保育士のいずれかの資格を有する者又はサービス管理責任者の発令を受けている者若しくは強度行動障害支援者研修を修了した者

月額54,000円

(2) 前号に該当しない介護員又は生活支援員

月額45,000円

(3) 前2号に該当しない職員

月額40,000円

3 毎年度3月において、当該年度の法人の処遇改善加算の収入総額が、支給した改善手当の総額(法定福利費の事業主負担分を含む。)を上回る場合には、前項の改善手当を増額することがある。

4 介護報酬及び障害福祉サービス等報酬総額が事業計画より減少した場合には、前項に改善手当の額を減額することがある。

5 職員が出張、休暇、欠勤、その他の事由により月の初日から末日までの全日数にわたって勤務しないときは、その月の改善手当は支給しない。